

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第3号

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業文化センター条例施行規則（昭和60年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）					
区分	単位	利用料金の上限額 （1回につき）	備考	区分	単位	利用料金の上限額 （1回につき）	備考		
催事場	[略]				[略]				
	音響設備	[略]				[略]			
		演奏ワゴン	[略]			演奏ワゴン	[略]	マイク ロホン 2本付き	
		レコードプレーヤー	1台	950					
		コンパクトディスクプレーヤー	[略]			コンパクトディスクプレーヤー	[略]		
		[略]				[略]			
		カセットテープレコーダー	1台	950		音響設備	DVDプレーヤー	1台	950
		デジタルテープレコーダー	1台	950			二		
		はね返りスピーカー	[略]			はね返りスピーカー	[略]		
		[略]				[略]			
		携帯用拡声器	[略]			携帯用拡声器	[略]	マイク ロホン 2本付き	
	[略]				[略]				
	映像設備	ビデオセット	1式	930		映像設備	ビデオカメラ	1台	1,770
		オーバーヘッドプロジェクター	[略]				WEBカメラ	1台	1,770
[略]				オーバーヘッドプロジェクター	[略]				
				スクリーン	1台		500		

スポーツ用具等	[略]			
	バドミントン用具	[略]		
	バスケットボール用具	1式	1,990	ボールを除く
	卓球用具	[略]		
	ハンドボール用具	1式	610	ボールを除く
電光表示盤	[略]			
[略]				

スポーツ用具等	[略]			
	バドミントン用具	[略]		
	卓球用具	[略]		
電光表示盤	[略]			
[略]				

音響設備	[略]			
	カセットテープレコーダー	1台	950	

音響設備	[略]			
	DVDプレーヤー	1台	950	
携帯用拡声器	1式	740	マイク ロホン 2本付き	

映像設備	[略]			
	ビデオプロジェクター200インチ	1台	5,690	
	ビデオプロジェクター100インチ	1台	3,900	固定式
	ビデオプロジェクター100インチ	1台	3,900	移動式
	液晶プロジェクター6,000ルーメン	[略]		
	液晶プロジェクター3,200ルーメン	[略]		
16mm映写機	1台	2,450		

映像設備	[略]			
	液晶プロジェクター1	[略]		スクリーン(200インチ)付き
液晶プロジェクター2	[略]		スクリーン(100インチ)付き	

会議場

会議場

	スライド映写機	1台	2,430	固定式
	スライド映写機	1台	1,520	移動式
	カラーテレビ37型	1台	1,820	
	プラズマディスプレイ50型	[略]		
	モニターテレビ	1組	1,940	4台卓組込み
	VHSビデオデッキ1	1台	960	
	VHSビデオデッキ2	1台	450	
	βビデオデッキ	1台	510	
	コンパチビデオデッキ	1台	770	
	教材提示装置	1台	1,140	
	レーザーディスクプレーヤー	1台	460	
	カラーテレビカメラ	1台	1,770	
	オーバーヘッドプロジェクター	[略]		
その他	[略]			
	ポータブルステージ	[略]		

[略]

	プラズマディスプレイ50型	[略]		
	液晶ディスプレイ65型	1台	1,170	
	ビデオカメラ	1台	1,770	
	WEBカメラ	1台	1,770	
	オーバーヘッドプロジェクター	[略]		
	スクリーン	1台	500	
その他	[略]			
	ポータブルステージ	[略]		
	インターネット設備	1式	500	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。